

OFIX 共催事業（コミュニティ通訳・翻訳ボランティア）

コミュニティ通訳（翻訳）ボランティア育成・活動促進事業 共催事業の実施について

1 目的

公益財団法人 大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）は、地域の国際交流協会等（以下「協会等」という。）とともに、地域における多言語サービスを円滑に提供するため、コミュニティ通訳ボランティアの育成・活動促進を図ることを目的とする。

2 対象事業

コミュニティ通訳・翻訳に関する内容で、次に掲げる各号の全てに該当する事業について、市町村や市町村国際交流協会等と共同で開催する。ただし、やさしい日本語を基本にした事業においては、対象外とする。

- (1) 語学ボランティアを対象とした事業であること
- (2) 多言語支援を目的とした事業であること
- (3) 事業の成果を確認するため、参加者アンケート等を実施すること
- (4) 事業の終了後、参加者のうち希望する者には、双方のボランティア登録案内をすること。

※既に共催事業を実施された市町村、協会においては、既実施の成果や反省点を踏まえた改善点を明記した事業展開を計画すること。

3 経費

様式2で示された業務分担、研修の内容及び日数に応じて、10万円を上限として負担する。

4 実施申込

共催事業の開催を希望する団体は、原則として開催日の1ヵ月前までに、共催事業計画書（様式1）、共催事業予算書（様式2）を財団へ提出することとする。

5 決定通知等

- (1) 財団は、提出された共催事業計画書を審査した後、共催の可否を決定し、速やかに結果を申請団体へ通知する。
- (2) 共催可の決定を受けた申請団体は、財団と実施内容について十分協議のうえ、速やかに以下の書類を財団へ提出することとする。
 - ① 共催者名が明記された事業実施要領
 - ② 広報資料（ちらし、パンフレット等）

- (3) やむを得ず事業計画の変更・中止が生じた場合は、共催事業変更の届出書（様式6）を速やかに財団へ提出することとする。

6 報告書の提出

- (1) 事業終了後、申請団体は速やかに共催事業計画書（様式1）の各項目の実績と事業の成果を記載した共催事業報告書（様式3）及び共催事業決算書（様式4）を財団へ提出することとする。
- (2) 財団は、共催事業報告書及び決算書を検査し、不備がある場合は協会等に修正を求めることとする。